

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日)
(当日起きる翌日)

別記様式第二号中

| | |
|----|----------------------|
| 月額 | 高 2,000円 大 5,000円 |
|----|----------------------|

を

| | |
|----|------------|
| 月額 | 高 円 大 円 |
|----|------------|

に改める。

目次

◇教委規則 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正

◇教委告示 昭和四十四年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜の実施

◇公 告 昭和四十四年度鳥取県育英奨学生の募集

附則

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(施行期日)
(経過規定)

2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者およびその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額は、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県教育委員会告示第五号

昭和四十四年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

昭和四十四年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

第五号) の一部を次のように改正する。

第三条中「六千円」を「七千円」に改める。

募集学校及び募集生徒数

昭和四十四年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

| 高等學校名 | 学科名 | 所在地 | 募集生徒数 |
|---------|-----|----------------|-------|
| 鳥取東高等学校 | 専攻科 | 鳥取市立川町五丁目二一〇番地 | 約一〇〇人 |
| 米子東高等学校 | 専攻科 | 倉吉市下田中六一一番地 | 約一〇〇人 |

二 出願資格

- 1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者
2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条
各号の一に該当する者

三 出願手続

- (一) 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者
(二) 入学志願書（用紙は、県教育委員会所定のもの）に入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）をはりつけたもの
(三) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
(四) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名、生年月日を記入すること。）

四 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和四十四年四月三日（木）から四月五日（土）までの

うち、毎日九時から十七時まで（土曜日は十二時まで）とする（郵送の場合は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。）。

2 受付場所 各募集高等学校

- 1 検査日時 昭和四十四年四月八日（火）九時から（ただし、集合時刻は八時三十分）

- 2 検査会場 各志望高等学校

- 1 検査科目 国語（現代国語、古典乙）、数学（数学Ⅲを除く。）及び英語

3 入学者の選抜方法

調査書と入学者選抜学力検査の成績を総合して選抜する。

4 合格者の発表

昭和四十四年四月十日（木）十三時に各募集高等学校で合格者の氏名を発表する。

5 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返さない。
2 この要項に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
3 入学志願書の用紙は、各募集高等学校で受け取ること。
4 質疑事項について返信を必要とする者、用紙の郵送を希望する者及び出願書類を郵送する者は、十五円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

6 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研

00092

(第三種郵便物認可)

(号外) 第22号

鳥 取 県 公 報

月

曜

日

昭和44年3月31日

3

究を指導せんとする目的がある。専攻科で履修する科目は、次のとおりである。

国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、1年であり、前期（四月から八月まで）及ぶ後期（九月から三月まで）の11期である。

3 専攻科生徒の学業評価、単位認定及び修業証明は、高等学校の全科目課題に準じる。

公 告

昭和44年度鳥取県育英奨学生の募集を次の要領により実施する。

昭和44年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

昭和44年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学生を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

○ 高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健である。

備考

世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに120千円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

・ 債給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質

あること。
ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

所 得 基 準 額 表

| 区分 | 所得基準額 |
|----|----------|
| 世帯 | 1人 320千円 |
| 人 | 2 620 |
| 人 | 3 770 |
| 人 | 4 920 |
| 人 | 5 1,070 |
| 人 | 6 1,200 |
| 人 | 7 1,320 |

00093

第22号 (号外) 昭和44年3月31日 岐阜県取扱
(第三種郵便物認可)

(5) を有する給与（専従者給与、遺族扶助料等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等の支払金額）から必要経費として所得税法（昭和40年法律第33号）に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。

なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

給与所得控除額の簡易計算方法は、次のとおりである。

給与等の収入金額が

(ア) 695,000円以下の場合

給与等の額×20%+76,000円

(イ) 695,000円をこえ895,000円以下の場合

給与等の額×17.5%+93,375円

(ウ) 895,000円をこえ1,095,000円未満の場合

給与等の額×7.5%+182,875円

(エ) 1,095,000円以上の場合

一律265,000円

1 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）を所得金額とする。）この所得金額には、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

2 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。なお、売上品原価には、当該年度内

の仕入れであっても、年度末に在庫して残っているもの（たな卸資産）は、含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

| 特 別 の 事 情 | 特 別 控 除 額 |
|------------|-----------|
| 母子世帯であること。 | 33,000円 |

| | | |
|----------------|--|---|
| 就学者のいる世帯であること。 | 小学生児童1人につき 中学校生徒1人につき 高等学校生徒1人につき 高等専門学校学生1人につき 大学生1人につき | 30,000円 32,000円 61,000円 70,000円 78,000円 |
|----------------|--|---|

| | |
|-------------------------|--|
| 身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。 | それぞれの事情によつて経常的に特別の支出をしている金額。ただし、身体障害者については、1人につき72,000円を限度とし、長期療養者については、1人につき150,000円を限度とする。 |
|-------------------------|--|

| | |
|----------------------|--|
| 家計支持者が別居している世帯であること。 | 別居のため特別に支出している金額。ただし、別居のため特別に支出している金額を限度とする。 |
|----------------------|--|

| | |
|---------------------------|--|
| 火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯であること。 | 日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田、畠、店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額。 |
|---------------------------|--|

| | |
|----------------------------|--|
| 父母以外の者で所得を得ている者がある世帯であること。 | 父母以外の者の所得者1人につき170,000円未満。ただし、その所得が170,000円未満の場合は、その金額 |
|----------------------------|--|

(4) 他から同種類の奨学生の貸与又は支給を受けていないこと。

ただし、この奨学資金を受けることになつた場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときを除く。

(5) 奨学資金を受けることになる日(昭和44年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

○ 大学奨学生

(1) 大学第1年次に在住する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用があるの出願することができる。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人
大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)

4 奨学資金の額

| | | |
|-------|----|--------|
| 高校在学中 | 月額 | 2,500円 |
| 大学在学中 | 月額 | 7,000円 |

5 貸与の期間

奨学資金の貸与の期間は、昭和44年4月から次に掲げる終期までとする。

(1) 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期

(2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学資金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学級長又は出身高等学校校長に提出すること。

(ア) 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

(イ) 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

| |
|-----------------|
| 昭和44年4月1日(月)から |
| 昭和44年4月15日(月)まで |

(2) 選考期日

| | |
|-----------|-----------|
| 第1次選考(書類) | 昭和44年4月下旬 |
| 第2次選考(面接) | 昭和44年4月下旬 |

(第2次選考は、高校奨学生志望者で第1次選考合格者について行なう。)

昭和44年3月31日 月曜日

鳥取県公報

(号外) 第22号

6

- 9、その他
この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又
は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。

昭和44年4月15日第三種郵便物認可

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定額一部一箇月川百円(送料を含む。)】